

第2回 水道事業の維持・向上に関する専門委員会 (H28.5.23)

# 千葉県水道の統合・広域化について

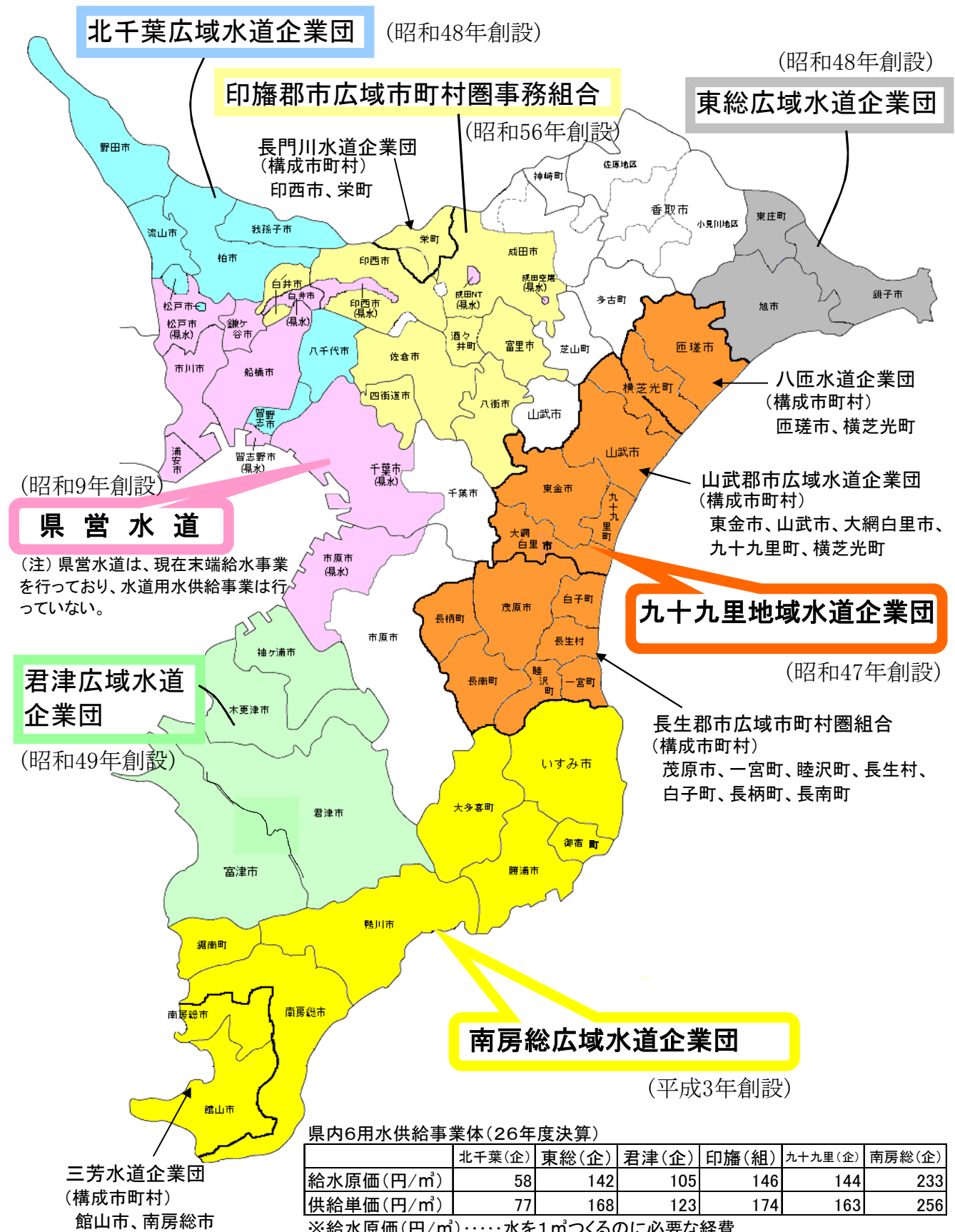
- 1 県内水道の概況 . . . . . 1
- 2 県内水道の統合・広域化の検討経緯 . . . . . 4
- 3 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）について . . . 6

千葉県総合企画部水政課

1 県内水道の概況

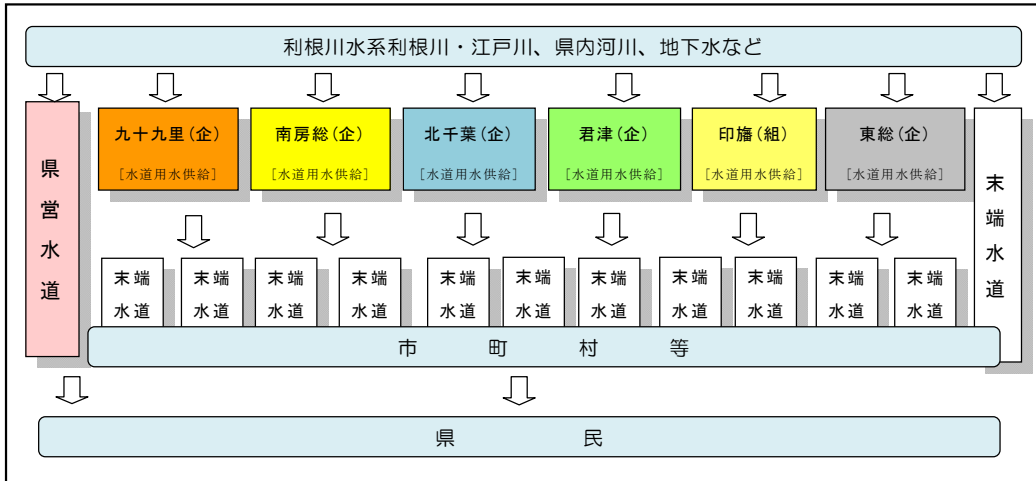
- ① 県内には、県営水道のほか、市町村等が企業団方式で経営する6つの水道用水供給事業者がある。(参考1-1)
- ② 県営水道は昭和9年に創設し、昭和11年から給水開始。現在、市原市以西の東京湾沿いの11市を対象に水道事業(いわゆる末端給水事業まで)を行っている。  
※11市のうち7市(千葉市、市原市、松戸市、習志野市、成田市、印西市、白井市)は県営水道と市営水道が併存し、4市(市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市)は水道事業を行っていない。
- ③ 県営水道以外の地域では、昭和40年代後半から企業団方式で水道用水供給事業が開始され、現在、北千葉広域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、東総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、君津広域水道企業団の6つの水道用水供給事業者が末端の水道事業体に水を供給している。(参考1-2)
- ④ 本県は、地理的、地形的要因から、全体として水資源に恵まれていないが、特に、九十九里地域、南房総地域は水資源が乏しく、巨額の投資を行って利根川から水を獲得したこと(房総導水路)などから、他の地域に比べ水道用水供給料金が高くなっている。(参考1-3)
- ⑤ 九十九里地域においては、九十九里地域水道企業団の創設段階から、水道用水供給料金が高くなり、ひいては、末端給水料金が高くなることが見込まれていたため、地域との協議の結果、県営水道との比較において、水道料金の低減化と格差是正を図る目的で、全県の末端給水事業者を対象として、昭和52年度に全国的に例のない市町村水道総合対策事業補助金が設けられた。(参考1-4)
- ⑥ 平成27年4月現在、市町村水道総合対策事業補助金の交付後においても、県内で末端給水料金が最も高い事業者と最も安い事業者との間には、約3倍の格差がある。

水道用水供給事業給水対象区域図



県内水道の状況図（イメージ図）

参考 1-2



参考 1-3



県内水道の状況（用水供給事業者及び上水道事業者）

（平成28年4月1日現在）

区分	事業者数	事業数
水道用水供給事業	6	6
上水道（末端給水）事業	41	43
県営	1	1
市町村営	35	37
一部事務組合営	5	5
計	47	49

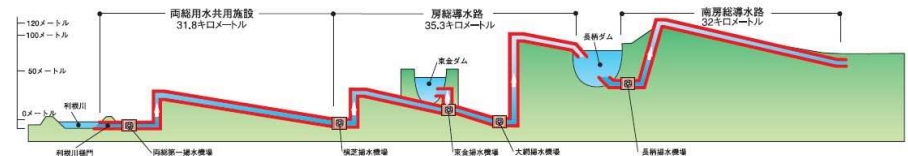
※ 他に簡易水道が3事業。

千葉県の水道普及率（平成26年度末）

$$\frac{(\text{給水人口}) 5,894 \text{千人}}{(\text{行政区域内人口}) 6,199 \text{千人}} = 95.1\%$$

給水区分

区分	供給地域	計画水量
水道用水	九十九里沿岸地域	2.14 m³/S
	千葉市	0.41 m³/S
	千葉県	1.85 m³/S
	南房総地域	0.50 m³/S
	小計	4.90 m³/S
工業用水	房総臨海地区	3.50 m³/S
計		8.40 m³/S



## 市町村水道総合対策事業補助金について

## ○目的

市町村等が経営する水道事業に対し補助することにより、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を図るとともに、経営の健全化を促進することを目的に、昭和52年度から実施。

※水道料金の格差是正のために、全県的な補助を実施しているのは千葉県のみ

## ○補助要件

- ・市町村等が経営する水道事業において給水原価が県水道局の前年度の給水原価を超えていること
  - ・市町村一般会計から水道事業会計へ高料金対策として繰出があること
- ※給水原価:水1m<sup>3</sup>をつくるのに必要な経費

## ○平成27年度補助額

- ・補助実績 約25億円

※昭和52年度からの補助累計では、約1,145億円となる。

- ・補助対象 19事業体

市原市、八街市、富里市、白井市、印西市、長門川水道企業団、香取市、神崎町、東庄町、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、山武市、大多喜町、いすみ市、御宿町、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団

- ・補助効果(給水原価ベース)

県補助金と市町村一般会計からの繰出金と合わせて約75円/m<sup>3</sup>の引下げ

## 2 県内水道の統合・広域化の検討経緯

- ① 県内水道の統合・広域化については、平成13年11月第18回千葉県行政改革推進委員会において、
- ・抜本的に水道事業のあり方を検討すべきである
  - ・水道事業も市町村との役割分担を考えるべき
  - ・水道局も大きな視野の中で新しい役割を検討する時期である
- などの意見が示されたことを受け、その後、庁内検討会議、地域での検討会、有識者による会議で検討が進められた。
- ② 平成19年2月に示された有識者会議の「提言」を踏まえ、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」（参考2）等を公表した。
- ③ 「当面の考え方」では、リーディングケースとして、県営水道と九十九里地域・南房総地域の用水供給事業体の統合を進めることとした。
- ④ 平成22年6月県内水道の統合等に係る意向確認及びアンケート結果において、関係事業者から水道料金のあり方などについて様々な意見が示されたことから、この意見を踏まえ、県水道局との打合せや庁内関係課検討会議などを実施してきた。
- ⑤ 平成24年度は、用水供給料金平準化の影響額を試算するため、県水道局及び県内6用水供給事業者に対し、長期財政収支見直し調査を行った。
- ⑥ 平成25年5月、リーディングケースについて、庁内会議等での検討結果を踏まえ「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を作成し、関係市町村等へ提案した。
- ⑦ 平成25年11月、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」について、意向確認とアンケートを実施した。
- ⑧ 平成26年3月、リーディングケースについて、関係市町村等への意向確認結果を踏まえ「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」の修正案を作成し、関係市町村等へ提案した。

- ⑨ 平成26年5月～8月、担当課長会議、末端給水事業者の統合・広域化に関する研修会、市町村長への直接説明などの協議を経て、9月以降、地域ごとに、末端給水事業者の統合に関する勉強会が立ち上げられ、統合効果などの検討が進められた。
- ⑩ 平成27年7月、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】」に係る最終意向確認を実施したところ、九十九里・南房総地域の関係市町村等（全27団体）から「賛成」の回答が得られた。
- ⑪ 平成28年3月、九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、県水政課などによる実務担当者による検討会議を設置。

年 月	内 容
H13.11	第18回千葉県行政改革推進委員会
H14.1～	県内水道問題協議会（庁内検討会議）
H15.7～H17.3	県内水道のあり方に関する検討会（地域での検討会）
H17.7～H19.2	県内水道経営検討委員会（有識者による会議）
H19.2	「これからの千葉県内水道について〔提言〕」取りまとめ
H22.3	「 <u>県内水道の統合・広域化の当面の考え方</u> 」等を公表
H22.6	意向確認・アンケート結果を公表
H22.6～	県水道局との打合せ、庁内関係課検討会議
H24.8	用水供給料金平準化の試算のための長期財政収支見直し調査 県水道局及び県内6用水供給事業者を対象
H25.5	「 <u>県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案</u> 」を作成
H25.11	リーディングケース関係市町村等に対し「進め方（取組方針）案」に関する意向確認・アンケートを実施
H26.3	「 <u>県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案</u> 」の修正案を作成
H26.5～8	担当課長会議、末端給水事業者の統合・広域化に関する研修会、市町村長への直接説明を実施
H27.1	関係事業者に対し「 <u>末端給水事業者の統合・広域化に関する勉強会の進捗状況等に係るアンケート</u> 」を実施
H27.3	「 <u>県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】</u> 」における、基本的な方向性に係る意向確認を実施
H27.7～9	「 <u>県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）【修正案】</u> 」における、最終意向確認を実施した結果、 <u>九十九里・南房総地域の関係市町村等（全27団体）から「賛成」の回答が得られた。</u>
H28.3～	<u>実務担当者による検討会議（九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団、県水道局、県水政課、県庁内関係課等）</u>

## 県内水道の統合・広域化の当面の考え方

平成22年3月  
千葉県

県内水道の統合・広域化については、有識者で構成された「県内水道経営検討委員会」から平成19年2月に、「これからの千葉県内水道について」として提言がなされている。

県では、この提言を踏まえ、リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の検討を進め、このたび、その検討結果がまとめられたところである。

県としては、この検討結果及び提言等を踏まえ、県内水道の統合・広域化に向けて当面の考え方を下記のとおり示すものである。

記

### 1 基本的な考え方

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とする。
- 災害対策等の充実、合理的な施設の整備・更新、水道事業体の経営健全化促進など県内水道が抱える様々な課題に対処するためには、統合・広域化が最も有力な選択肢であると考えている。
- 県内水道全体の将来の具体的な組織のあり方については、今後進めることとしている水道用水供給事業体の水平統合や県営水道が給水している11市における末端給水事業体のあり方の議論を踏まえながら、検討を進めていく。
- 上記検討を進めるに当たっては、県・市町村の役割分担と統合・広域化の必要性について、関係者間で共通認識を共有できるよう十分に対話を行っていく。

### 2 水道用水供給事業体の統合・広域化

- 県・市町村の役割分担に基づき、県は、水道用水供給事業体の水平統合を進めることを基本とする。
- まず、リーディングケースである九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体（九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団）については、両企業団の構成市町村等の合意を前提に平成24年度を目途に県営水道との統合を目指す。
- その他の地域については、統合に対する意見や取組に地域差があることから、県の基本的な考え方と整合が取れるよう十分な対話を行い、合意形成を図りながら、水道用水供給事業体の水平統合を進めていく。
- 統合後の用水供給料金については、当面は、従前の事業体単位で設定するが、将来的には、料金格差の是正を図り、用水供給料金を県内同一とするため、地域間の合意が得られるよう、検討を進めていく。

### 3 末端給水事業体の統合・広域化

#### (1) 県営水道が給水している地域（11市）

- 県・市町村の役割分担に基づき、末端給水事業を市町村が担うよう調整を進めていく。  
なお、県営水道にあっては、末端給水事業が、住民生活に密接なサービスであることに鑑み、市町村ごとに事業区分の明確化を検討していく。

- この地域における末端給水事業体の統合・広域化に当たっては、基礎自治体としての市町村の役割を踏まえた経営形態が実現できるよう、県と市町村間で十分に対話を行いながら検討を進め、合意形成を図っていく。

#### (2) 県営水道が給水していない地域

- 水道用水供給事業体の水平統合に併せ、経営主体である市町村の意見を踏まえながら、必要な支援を行っていく。



### 3 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）について

県では、九十九里・南房総地域の用水供給事業者と県営水道との統合（リーディングケース）の進め方について、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を示し、関係市町村等と協議を進めてまいりましたが、平成27年7月、最終意向確認を実施したところ、全ての関係市町村等から合意が得られました。

この合意された取組方針に基づき、統合・広域化の検討を更に進めてまいります。

#### リーディングケースの進め方

◎ 経営統合（第1ステップ）から事業統合（第2ステップ）へ段階的に進めていく。

##### 【第1ステップ：経営統合】

- ・ 県が従前の地域（県営水道地域、九十九里地域、南房総地域）別で事業を運営する。
- ・ 県及び市町村の一般会計の負担は現行と同水準を基本とする。

##### 【第2ステップ：事業統合】

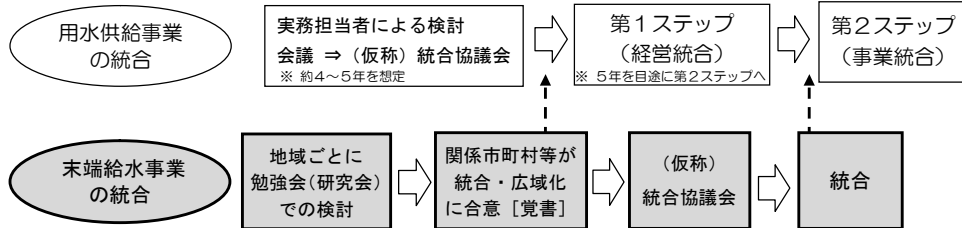
- ・ 事業（会計）を一本化し、用水供給料金の平準化を図る。
- ・ 用水供給料金平準化のために必要となる新たな財政措置については、県と九十九里・南房総地域の市町村で負担する。

◎ 統合の効果を地域全体で享受するため、リーディングケースの協議と併行して、末端給水事業者の統合についても検討を進める。

- ・ 末端給水事業者の統合について、関係市町村等が合意することを前提に、第1ステップ（経営統合）に進む。
- ・ 末端給水事業者の統合後、第2ステップ（事業統合）に進む。
- ・ 末端給水事業者の統合・広域化を推進するとともに、リーディングケースの事業統合効果を活かすため、県として、末端給水事業者の統合時、初期投資費用などについて短期的な補助制度を検討する。

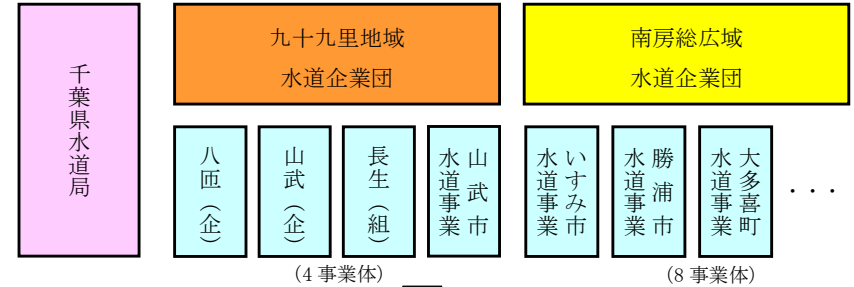
#### 今後の取組み

（進め方 イメージ図）

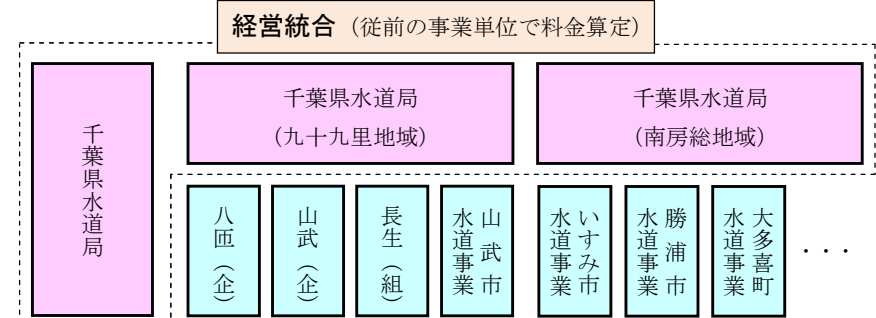


### 県内水道用水供給事業の統合（リーディングケース）の進め方（イメージ）

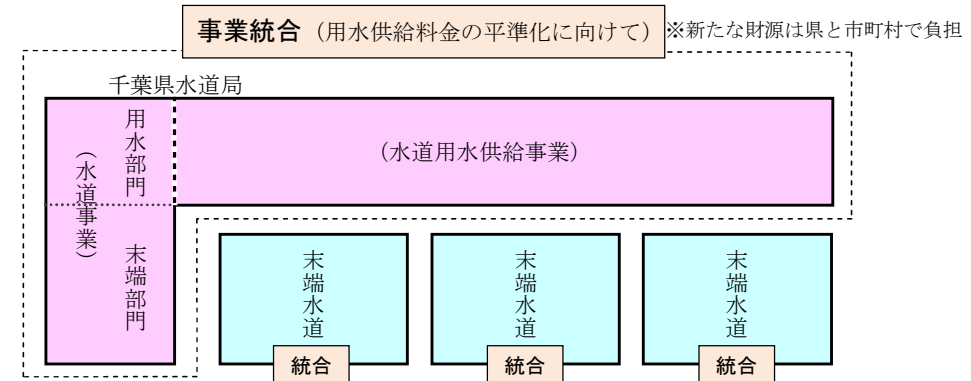
#### <現 状>



#### <第1ステップ>



#### <第2ステップ>



## 県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）

平成27年9月  
千葉県

県では、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の考え方」を公表し、県内各地域の市町村等に対して、意向確認・アンケート調査を実施したところ、地域の実情に応じ、様々な意見が示された。

その後、県では、市町村等からの意見を踏まえ、用水供給料金を平準化した場合の財政措置のあり方や中・長期的な影響を含む今後の財政収支見通しなどの検討を進めてきたところである。

県としては、「当面の考え方」、「統合の考え方」を基本としつつ、その後の検討結果を踏まえ、今後の県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）を次のとおりとする。

### 1. 基本的な考え方

#### （1）統合・広域化の目的

統合・広域化の目的は、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災など災害等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、用水供給料金の格差縮小など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給していくことにある。

#### （2）県内水道の目指す姿

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とする。
- この基本的な考え方に基づき、県は、県内水道用水供給事業体の水平統合を目指すこととし、まずは、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合をリーディングケースとして進めていく。  
その他の地域（北千葉地域、東総地域、君津地域、印旛地域）との統合・広域化については、それぞれの地域の実情に配慮しつつ、市町村等と十分な対話を行い、合意形成を図りながら進めていく。
- 併せて、統合・広域化の目的を達成していくためには、市町村等が担う末端給水事業についても、運営基盤（技術力・経営力・財務力）の強化を図ることが重要であることから、統合・広域化の促進、支援に取り組む。
- また、県としては、以上の考えを踏まえ、県内水道のあり方に関する方向を示す水道整備基本構想（千葉県版地域水道ビジョン）等の策定に取り組む。

### 2. リーディングケースの進め方

リーディングケースの進め方については、以下の手順により、段階的に進める。

#### 【第1ステップ：経営統合】

- 水道用水供給事業を行う経営主体は、各企業団から県営水道に変わるが、従来どおり地域（九十九里地域・南房総地域）別の事業での運営を基本とする。（用水供給料金は事業単位で算定する。）
- 県及び市町村の一般会計からの実質負担額については、市町村水道総合対策事業補助金を含め、現行と同水準を基本とする。（市町村水道総合対策事業補助金は原則として継続する。）
- 用水供給料金については、システム改修などの初期投資費用が掛かることから、経営統合後すぐに引下げることが困難と考えられるが、その後、管理部門の集約など統合効果が生じれば、引下げに努めていく。
- 関係市町村等において、末端給水事業体の統合・広域化の合意を前提として、第1ステップ（経営統合）に進む。統合の枠組みは、九十九里地域（山武市水道を含む）・南房総地域ごとに、関係市町村等と協議をしていく。
- 末端給水事業の統合に当たっては、水道事業の広域化に資する生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）を活用する。交付金の対象とならない初期投資費用などについては、県として短期的な補助制度を検討する。

#### 【第2ステップ：事業統合】

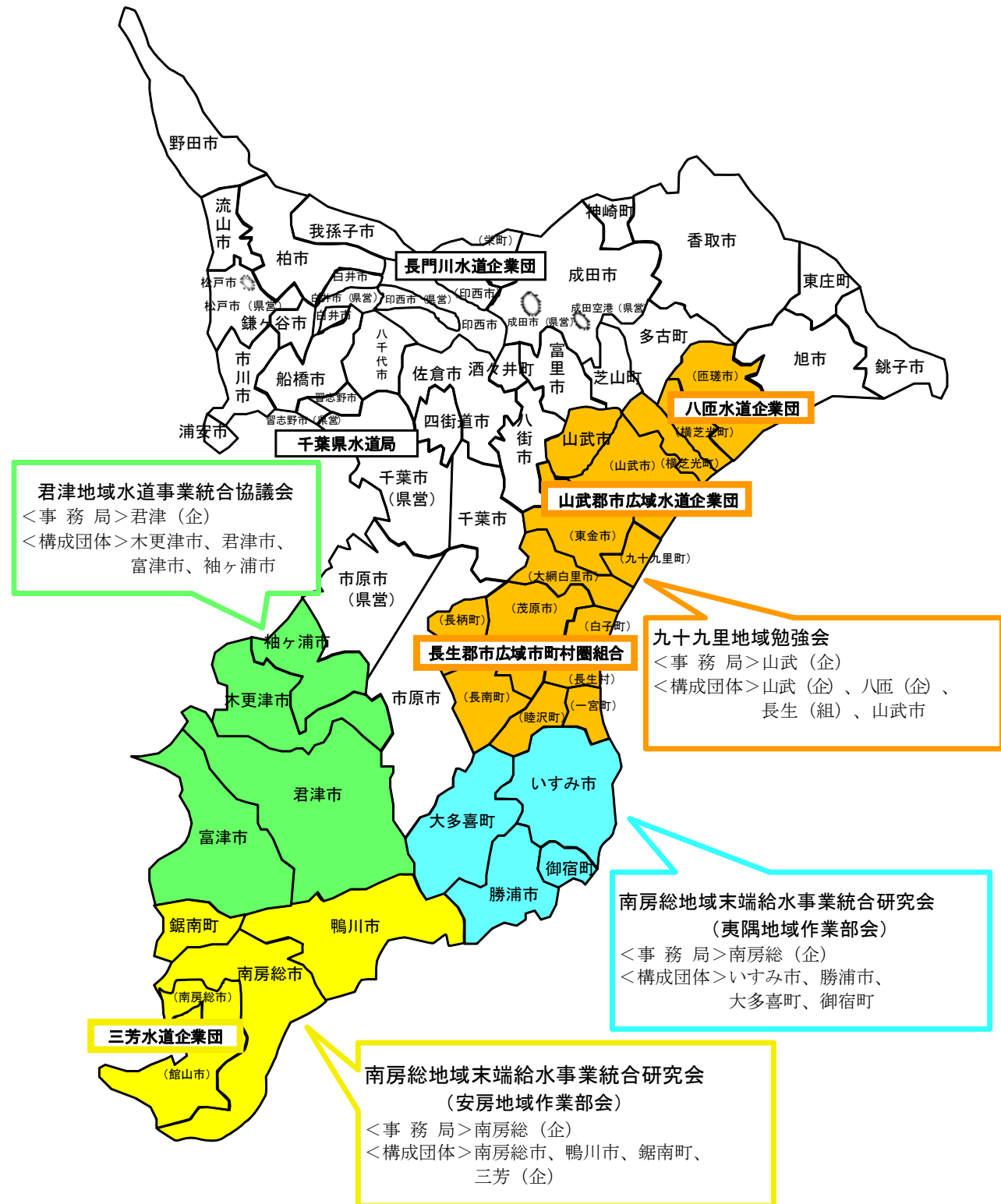
- 経営統合の段階で、運営基盤の強化等を図った上で、用水供給料金の平準化に向け、事業統合を目指す。（各事業の会計を一つにする。）
- 用水供給料金の平準化に必要な財政措置については、試算の結果、多額な負担が見込まれることから、九十九里地域・南房総地域に支出している市町村水道総合対策事業補助金相当額の活用を前提として、コスト縮減等による統合効果も加味した上で、なお不足する額については、県及び九十九里地域・南房総地域の市町村において負担する。市町村の負担額については、九十九里地域・南房総地域ごとに平準化に必要な所要額を算定する。
- 用水供給事業体の第1ステップ（経営統合）後、5年を目途に末端給水事業体を統合し、第2ステップ（事業統合）に進む。

### 3. その他

- 九十九里地域・南房総地域の関係市町村等の理解が得られれば、経営統合前に実務担当者による検討会議を設置し、より具体的な進め方や諸課題の協議を経た後、「(仮称)統合協議会」を設置する。
- リーディングケースにおける合理的な施設の整備・更新（両企業団と県営水道との施設整備水準など）、両企業団の職員の身分等の課題については、経営統合前の協議により、合意形成を図っていく。



県内水道の統合・広域化に係る検討状況（千葉県）



君津地域水道事業統合・広域化の概要

○ 検討の経緯

年月	内容
H19.2	「県内水道経営検討委員会」からの提言
H19~H22	「君津地域水道事業のあり方検討会」による検討 ※統合を判断するまでには至らなかった。
H23~24	「君津地域水道事業統合研究会」の設置 (H23.10) ※覚書を締結するための広域化基本計画書(案)を取りまとめた。
H25.10	四市首長及び企業団企業長により、統合の覚書を締結
H26.2	「君津地域水道事業統合協議会」の設置
H26~	平成28年中の基本協定の締結を目指し、検討を進めているところ。

○ 君津地域における統合のイメージ

